

山形県水産研究所「おいしい魚加工支援ラボ」使用要領

1 趣旨

この要領は、山形県水産研究所の設備の一部使用に関する規則（平成30年11月2日山形県規則第72号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、山形県水産研究所おいしい魚加工支援ラボ（以下「ラボ」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領で使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 器具等

ラボに備え付けている器具又は機械。

(2) 設備等

ラボの施設及び設備。上記(1)の器具等を含む。

(3) 所長

山形県水産研究所長。

3 使用目的及び使用者の範囲

ラボは、山形県内の水産加工業者、漁業者、漁業関係者及び水産関係団体・教育・試験研究機関並びに市町等の職員の者、その他、所長が適当と認めた者が、水産加工品・惣菜などの試作を行う場合等に使用することができるものとする。

4 設備等の使用日及び使用時間

- (1) ラボの設備等を使用することができる日は、平日とする。ただし、12月29日から1月3日までの期間を除く。
- (2) 設備等を使用することができる時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 所長は、必要があると認めるときは、上記(1)及び(2)の規定に関わらず、使用日及び使用時間を変更することができる。

5 設備等の使用申込み及び使用の承認

設備等の使用を希望する者は、あらかじめ山形県水産研究所資源利用部に相談したうえで、「設備等使用承認申請書（別記様式1）」を提出しなければならない。

所長が設備等の使用を承認したときは、「設備等使用承認書（別記様式2）」を交付する。所長が設備等の使用を承認しないときは、設備等使用不承認通知（別記様式3）を交付する。

6 料金の納付及び減額

- (1) 規則第3条第1項の規定により所長の承認を受けた者は、所長が特に必要と認めた場合を除き、設備等の使用を開始する日の2日前（土日祝日等を除く。）までに、納入通知書を用いて県指定金融機関等で料金を納付するとともに、領収証書の写しを山形県水産研究所にFAX等で送付しなければならない。

- (2) 規則第2条第2項の規定により所長が特に必要と認める場合とは、次の事項に該当する場合とする。
試作等を行うなかで、承認を受けた設備等及び使用時間では当初の目的を達成することが困難であると認められた場合において、新たに申請し承認を受けた場合。
- (3) 規則第2条第3項の規定による減額を受けようとする者は、上記5の「設備等使用承認申請書（別記様式1）」に減額に該当する理由を記載した上で所長に提出しなければならない。
- (4) 規則第2条第3項に定める所長が必要と認める場合とは、次の事項に該当する場合とする。
県内で漁獲あるいは生産された水産物を材料として加工・調理を行う場合
また、減額の割合は全額とする。
- (5) 所長が設備等の使用に係る料金の減額を承認したときは、「設備等使用承認書（様式2）」にその旨を記載した上で交付する。

7 設備等の使用中止の申出

設備等使用承認申請書を提出した後、使用中止を申し出る場合には、「設備等使用中止申出書（別記様式4）」を所長に提出しなければならない。ただし、使用料金の発生しない場合は、使用中止の申し出は、口頭でも可とする。

8 設備等の使用上の遵守事項

設備等を使用する際、使用者は下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用の目的以外に利用し、又はその権利を譲渡若しくは転貸しないこと。
- (2) 山形県水産研究所職員の指導を受けた後に使用すること。
- (3) 設備等を破損及び汚損しないこと。また、器具等の紛失、外部への持ち出し、又は山形県水産研究所職員の確認を受けない配置変更等をしないこと。
- (4) 設備等について、故障その他異常を発見した時は、速やかに山形県水産研究所職員に申し出て指示を受けること。
- (5) 設備等の破損又は汚損の恐れがあるものを持ち込まないこと。
- (6) 作業を終了し、又は中止したときは、設備等の清掃及び点検を行い山形県水産研究所職員の確認を受けること。

9 使用の承認

所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、設備等の使用を承認しないことができる。

- (1) 山形県水産研究所の業務及び管理に支障があるとき。
- (2) 設備等を破損又は汚損する恐れがあると認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱す恐れがあるとき。
- (4) 申請者又は使用者（以下「申請者等」という）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 暴力団（山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう（以下同じ。））
 - ロ 暴力団員等（要綱第2条第2号に規定する暴力団員等をいう（以下同じ。））
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その

他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等であるもの

ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの

ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

10 使用承認後の使用制限

所長は、設備等の使用の承認後に、9(1)から(4)及び次の各号のいずれかに該当する事項が生じた場合には、使用を制限することができる。

- (1) 使用前日までに料金の納入が確認できないとき(ただし、規則第2条第2項の規定により後納が認められた場合を除く。)
- (2) 承認を受けた使用目的以外の目的で使用したとき又は偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。
- (3) 使用者が使用前又は使用中に体調不良となったとき又はその疑いがあるとき。
- (4) 災害等その他やむを得ない理由で設備等が使用できなくなったとき。
- (5) 規則又は本要領に定められている事項に違反したとき又は山形県水産研究所職員の指示に従わないとき。
- (6) その他山形県水産研究所の業務に支障を来すと認められるとき。

11 使用の中止の通知

規則第4条の規定により使用を中止するときは、「使用中止通知(別記様式5)」を交付する。なお、使用料金の還付が生じる場合は別記様式6を提出すること。

12 使用の停止の通知

規則第5条の規定により使用を停止するときは、「使用停止通知(別記様式7)」を交付する。

13 申請者等の賠償責任

設備等の損傷が申請者等の責に帰すべき理由により発生した場合は、申請者等が設備等の修理又は損害の補てんをしなければならない。

14 事故及び災害発生時の責任

設備等の使用中に申請者等の責に帰すべき理由により発生した事故及び災害については、申請者等が全責任を負うものとする。

15 製造物責任

製造物に起因する危害の発生に関する責任(製造物責任)は、申請者等がこ

れを全て負い、県はいかなる責任も負わないものとする。

16 その他

- (1) 原材料及び資材、作業着等は、申請者等が準備すること。
- (2) 申請者等は、設備等使用後に、県が加工品の商品化の有無、販売状況等に関する調査を実施した場合には調査に協力するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。